

議員提出議案第9号

「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成28年2月29日

芦屋市議会議長 畑中 俊彦 様

提出者	芦屋市議会議員	山田 みち子
賛成者	〃	帰山 和也
	〃	大原 裕貴
	〃	ひろせ久美子
	〃	いとう まい
	〃	前田 辰一

(提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
総務大臣 財務大臣 国土交通大臣 内閣府特命担当大臣(防災)

「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書

災害列島日本と言われるように、近年は地震や津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、火山噴火などの自然災害が多発しています。また、近い将来に発生すると予測される南海トラフ巨大地震などにも備えなければなりません。

このような災害が発生した場合、被災者の支えとなり復旧・復興活動に欠かせないのがボランティアの活動です。ボランティアの必要性については、阪神・淡路大震災を経験した芦屋市民はもとより、東日本大震災等や各地での豪雨災害でも、多くの国民が実感しているところです。

しかし、全国社会福祉協議会と兵庫県発表の統計によれば、東日本大震災の被災地に入ったボランティア数は、阪神・淡路大震災の同時期と比べて約40万人少なく、その最大の要因は被災地までの交通費、宿泊費が高額になるためとされています。とりわけ次世代を担う学生や若い世代が、経済的理由から「行きたい」気持ちはあるのに「行けない」という実態があります。このことは若い世代がボランティア活動を通して日本の防災力を高めることができる機会を逃すことにもなり残念です。

南海トラフ巨大地震が起きると、1日10万人、延べ1,000万人以上のボランティアが必要とされることが分かっています。大規模なボランティアを動かす環境が必要です。

本来自己完結すべきボランティア活動であるものの、これまでも、官民ともに「被災地への移動経費」や「滞在経費」の負担軽減の取り組みを行った事例があります。国は、こうした動きをさらに広め多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の仕組みを構築する必要があります。よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられるように強く要望します。

記

台風や豪雨、地震や津波、竜巻、噴火などの自然災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会